

飯島町開業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における商業の担い手の確保と振興を目的として補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則(昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる業種は別表に掲げるとおりとし、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 飯島町内に新たに店舗を有し、住民に直接販売等を行う者
- (2) 令和7年4月1日以降新たに事業を開始した者で、開業日から起算して60日以内の者
- (3) 飯島町商工会に加入し、商工会活動に参加する者
- (4) 町税その他義務的納金を滞納していないこと。
- (5) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成24年飯島町条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者

(補助金の交付等)

第3条 町長は、前条に規定する補助対象者に対し、1回に限り開業支援として20万円を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする者は、飯島町開業支援補助金交付申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理した時は、規則第4条を適用する。

(補助金の交付請求)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、飯島町開業支援補助金交付請求書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 事業を開始した後、5年以内に他の者に経営を譲渡した場合
- (2) 事業を開始した後、5年以内に業務を停止した場合
- (3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた場合

2 補助金の返還については、飯島町開業支援補助金返還通知書（様式第3号）により、60日以内に返還させるものとする。

3 前項の起算日は、飯島町開業支援補助金返還通知の日とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（効力）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、効力を失う。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業	
	57 織物、衣服、身の回り品小売業	
	58 飲食料品小売業	
	59 機械器具小売業	
	60 その他の小売業	
J 金融業、保険業	67 保険業	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	
	76 飲食店	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	
P 医療、福祉	83 医療業	835 療術業
R サービス業	88 廃棄物処理業	881 一般廃棄物処理業
	89 自動車整備業	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）